

平成15年 月 日

広島県愛護動物行政ご担当者殿気付 広島県知事殿
尾道市愛護動物行政ご担当者殿気付 尾道市長殿

広島県並びに尾道市では、法に準拠した愛護動物行政施策実行の御尽力の程、如何ばかりかとお察し申し上げます。

さて、今般尾道市では7年間弱で3000頭を超え徘徊する犬の発生を見過ごし、同数の犬を捕獲したことが報道されました。尾道市における愛護動物の犬の捕獲駆除施策について、適切な愛護動物行政施策との合理的な整合性に極めて重大な疑義が生じております。

主な疑義事項を記しましたので、ご多忙の折、誠に恐縮ですがご教示いただきたくお願い申し上げます。

所有者が従前より認められず、且つ住民の社会環境を徘徊する愛護動物の犬を、野犬あるいはノイヌなどと呼称して、捕獲駆除にいたらしめる法的根拠がありません。遵法による適切な措置を、併せてお願い申し上げます。

尚、多くの一般国民が心動かされている事態であることから、適切な事実経過情報などの伝達に、できる限り心掛ける次第です。

記

現在生じている主な疑義は、徘徊する愛護動物の犬に、生存の機会を与えない事態における捕獲駆除措置を可能にする、法的根拠が極めて曖昧な事態に起因します。

地方自治体等は、法に準じた施策措置を実行、あるいは執行するものと認識しています。愛護動物の犬を捕獲駆除措置とする施策を実行する際の、根拠になる法規などの有無について疑義が生じています。

根拠法が有る場合、その条項を含めてご教示ください。

根拠法に関する疑義は、下記などの事項に配慮した結果によるものです。

昭和25年以前には、狂犬病の恐れを持ち、従前より所有者の認められない犬が徘徊していたともされています。しかし同年に狂犬病予防法が施行され、公衆衛生や公共福祉増進の目的もあって、犬の所有者登録が法整備されるなど、狂犬病の撲滅が施策とされた以後は、国内全域に狂犬病の恐れが回避され、現在に至っています。

同施策により、所有者の認められない犬の徘徊が全国的に抑止され、狂犬病の撲滅がなされた結果、同病発生の抑止を目的とした、狂犬病感染の生理を持つ動物を所有する人間が果たすべき努めを原則的な目的とする、狂犬病予防法の実行が継続されています。

立法の精神を顧みると、狂犬病予防法は、狂犬病発生の抑止を目的とした、動物の駆除を目的に法制化されていません。狂犬病に感染する生理があり、公衆衛生や公共福祉を侵す恐れを持つ動物を所有し、飼養及び保管する人々に対して、狂犬病の発生を防止するための、具体的な実行措置が定められています。

尚、動物の愛護及び管理に関する法律の施行を契機に、地方自治体などが従前より施策としていた、畜犬掃討条例などについても、根拠法が曖昧であるため、犬の駆除措置を廃止し、動物の愛護及び管理に関する条例などに併合される事例が多くなっています。

(疑義-1)

狂犬病予防法(以下同法)における立法の目的はその第1条で、「この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。」とされ、同法通常措置の(登録)第4条では、犬の所有者の犬の登録申請。市長村長の登録申請時における原簿登録、該当犬の所有者に犬の鑑札配付。犬の所有者の鑑札装着義務。などが規則されました。

また、同法(予防注射)第5条 犬の所有者等の、狂犬病予防注射の義務。市町村長の注射済票の交付。犬の所有者の、注射済票装着義務。なども規則されています。

行政執行措置として同法第5章罰則では、30万円以下の罰金刑に、犬等について狂犬病感染の届出をしなかった者等とされ、20万円以下の罰金刑では、犬等の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届け出をしなかった者及び、犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかった者、とされています。

これらの、狂犬病を撲滅するために実行或いは執行可能な行政措置のすべては、該当動物を所有する人間の責務に係わるものであり、該当動物の駆除を目的としたものではありません。

尾道市では、従来より犬の所有者に対し、立法の精神に準拠して、遵法の実行或いは執行にいたっておらず、また罰則を適用するなどを執行し、徘徊する犬の発生を抑止するなどの措置を実行していません。

同法の実行或いは執行の不作为に起因して徘徊を始め、尾道市が「野犬」と呼称するところの、従前より所有者の定まらない犬に対して、同法の立法精神において規則された、「所有者の責務違反」を適用可能にする、合理的な根拠や整合性における疑義についてご教示ください。

尾道市が、従来より所有者を認めていない犬に対して、同法による所有者責務の実行措置はできません。

(疑義-2)

犬の抑留の根拠として引き合いされる同法の条項、(抑留)第6条 予防員は、第4条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第5条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。
2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。等々とありますが、これらの各条項各号とも、犬の所有者の責務違反に対する執行措置です。

同法は、犬の所有者の登録届出、鑑札票などの装着などの実行措置や、罰則の執行など、犬の所有者に対して狂犬病の発生を撲滅するために規則されており、従前より所有者の認められない犬に対処するために、法制化されたものではありません。

尾道市では、駆除の対象動物を「野犬」などと呼称し、従前より所有者の定まらない動物であることを表明しています。

従前より所有者の認められない犬の発生を抑止するための実行措置を、尾道市では同法の施行以来、施策としないなどで、所有者の認められない犬のみだりな発生を促しているとすら解釈されます。

これら所有者の認められない犬に対して、所有者の責務違反に関する同法の実行は、立法の目的からしても著しく整合性に欠けることについての疑義が前1項です。

地方自治体などにおいて、野犬またはノイヌなどの文言を用い、従前より所有者の認められない犬の存在を表明しながら、その抑止策は行わず、法による所有者の責務違反を、従前より所有者のいない犬に対して実行できる根拠がありません。

法の実行に対する合理的な整合性がない事態を施策措置とし、また他方では、公衆衛生の向上及び公共福祉増進を目的に、実行しなければならなかった、犬の所有者に対する、登録や鑑札表装着責務など、法の実行を長期間に渡り施策措置にしなかった、不作为に対する疑義が生じています。

尾道市に限り実行できていない、遵法措置などの事態に関する疑義について、ご教示ください。

尚、尾道市では、特定の地域において、狂犬病発生を撲滅しなければならない具体的病気感染事態の発生は認められていません。

別法ですが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において、同法は主に鳥獣の保護や、法定狩猟具等の適正な使用事態を規則したものです。

報道された、尾道市の犬の駆除実行計画において、法定狩猟具の使用態様などが、狩猟の適正化法に準拠したものではなく、狂犬病予防法における、予防員と捕獲人の実行態様とも併せて、遵法による整合性が著しくとれません。

また、狩猟の適正化法において、厳しい制約のもと狩猟鳥獣と定義される場合のノイヌは、人間の社会生活環境には生息しないことも所管より示されています。

加えて、人間の環境等の保全を図り、やむを得ず狩猟鳥獣等を定める際に、その前段の自然環境保全法などにおいて、長期間に渡る、学術的専門的な調査などにもとづき、国が行う法定の審議会などの答申などを要するため、事態の対処を短絡的に計画する狩猟行為は遵法とはなりません。

このため、遵法と立証され難い施策に係わる予算計上を、地方自治の裁量権ではできません。

(疑義-3)

動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動管法とします。）の実行に関する疑義です。

昭和48年に施行された動管法では、犬の所有者又は飼い主に対して厳しい責務や罰則を課し、命ある動物と人との共生及び、動物から人への侵害を抑止することを目的に、地方自治において、遵法により極めて具体的な実行或いは執行措置を行えます。

動管法本法でも、飼い主の適正な終生飼養、飼い続けられないときの繁殖制限、遺棄や衰弱虐待の罰則のほか、こと犬についてはよるべき飼養などの基準に、けい留義務、放し飼い禁止、しつけ義務、逸走防止、加えて、繁殖制限及び終生飼養が規則されています。

尾道市では、動管法が適切に実行あるいは執行された際に、極めて存在し難い、所有者の認められず徘徊する犬の発生の抑止について、なんらの施策措置で対処されていない事態に対する、極めて大きな疑義が生じます。

これらの疑義については、単に犬の飼い主に限らず、動管法で規則する動物取扱業の責務を併せて、緊急事態としての、飼い主等責務の普及啓発及び、具体的実行施策が求められます。

他の地方自治体などの事例では、愛護動物管轄行政に限らず、警察、消防及び教育庁とも相互に情報交換し、連携した適切な愛護動物施策の実行が有効とされ、市民との協働にも配慮されています。

動管法遵法の精神のもと、地方自治体などには、飼い主の万事やむを得ない事態などでの、所有権の放棄に伴う緊急避難措置として、規定の飼い主責務を果たした上で、且つ他に方法がない場合に限り、引き取り申請される犬について、次の通知が所管から出されています。

「所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。」とする通知文書です。

尚、動管法には、愛護動物の捕獲に係わる規則はありませんが、捕獲時の態様などによっては、同法で罰則と定めている、殺傷犯罪や、衰弱虐待犯罪と判断されることもあります。

動管法は愛護動物の飼養や保管に関する実行措置などを定めており、尾道市が呼称する「野犬」は、動管法上の愛護動物の犬です

動管法の立法精神に準拠した際に、徘徊する愛護動物の駆除を可能にする条項が同法にはありません。

尾道市において、遵法行為とは証明され難いなかでの捕獲行為以後の、犬の保管あるいは処遇に関しての疑義が生じています、正確な事態の公開が望まれます。

過去に捕獲した犬について、どのような生存の機会を与える措置を実行したのか、あるいは致死処分に処されるなどとして、なんらかの事業者などに供されたものであるのか、致死処分に付された以外がある場合についてなどに関する疑義についてご教示ください。

(疑義-4)

法に準拠する合理的な整合性が認められない行政施策にも係わらず、マスコミなどの取材記事に、尾道市では、自然環境の保全あるいは住民の公益性に配慮した適切な施策であるものと特定し、遵法の施策措置と紛らわしく判断される掲載をしました。

マスコミなどへ、法に準拠しない恐れの高い施策措置を、広く公報した行為に対しての疑義です。

公共性や、社会貢献には極めて高い意識をもって配慮されるマスコミ等の報道に、尾道市ではどのような規範や対処措置をもたれているのか、併せてご教示ください。

(遵法施策の実行)

飼い主責務違反などに起因して、やむを得ず多数頭の犬が発生している事例では、長期間の展望を踏まえ、なんらかの方法で、その所有者を認め、法に準拠した、終生の適正飼養、繁殖制限、譲渡及び遺棄違反对策などの措置を構築し、致死処分を回避し、生存の機会を与える措置を実行している事態があることに基づき、尾道市で計画されている、遵法措置の立証され難い施策に、適切な改善が望まれることから、上記それぞれの疑義についてのなにがしかのご教示をいただきたくお願い申し上げます。

豊かな自然と歴史に彩られた尾道です。小さな命に惨い施策は好まれません。

その他の意見

住所

氏名

印